　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

様式７

確約書

（あて先）　上　尾　市　長

　指定管理者指定申請に際し、募集要項に定める「応募の制限」に該当しないことを確約します。また、応募後、これらに該当することが分かった際は、速やかに市長に報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

主たる事業所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

イコス上尾募集要項　抜粋

次のいずれかに該当する民間事業者（グループの構成団体が該当する場合を含む。）は、応募することはできません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者。

② 上尾市契約規則第15条（第29条）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。

③ 地方自治法第244条の２第11項の規定により指定の取消しを受けたことがある者

④ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成８年８月９日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。

⑤ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。

⑥ 申請書の提出期限日から候補者決定までの期間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者 （同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。

⑦ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者。

⑧ 市長、副市長、市議会議員若しくは指定管理者の候補者の選定の審査に 関与する市の職員又はそれらの配偶者が役員として属する法人等（市が出資している法人その他財政支出等を行っている法人を除く。）。

⑨ 地方自治法第180条の５第１項に規定する市に設置する委員会の委員又は委員（以下「委員等」という。）が代表者その他の役員である法人等（当該施設の業務が当該委員等の職務に関するものでない場合を除く。）。

⑩ 役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準ずべきものを含む。）が上記⑧～⑨に該当する者。

⑪ その他、当施設の管理業務をすることが、適当でないと認められる者。